

福井県蚊媒介感染症予防指針 概要

蚊媒介感染症対策

平成27年4月28日に告示・適用された、国の蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針に基づき、平時から蚊媒介感染症の国内発生時までの具体的な行動計画を整備する。

目的

- ・蚊媒介感染症の発生の予防
- ・蚊媒介感染症のまん延の防止

主な対策

- 1 人材育成・体制整備
- 2 蚊の発生源・防蚊対策
- 3 媒介蚊対策（調査・検査・駆除）

発生段階別の対策

【未発生期】

状態：輸入感染症例^{※1}を除き、国内感染症例^{※2}がない状態

対策：人材育成・体制整備、発生源・防蚊対策周知、輸入感染症例対応

【県外発生期】

状態：国内感染症例が発生しているが、県内感染症例^{※3}がない状態

対策：発生源・防蚊対策周知、輸入感染症例・県外感染症例対応

【県内発生期】

状態：県内感染症例が発生している状態

対策：発生源・防蚊対策周知、全患者検体の遺伝子検査、推定感染地の特定、推定感染地の蚊の生息状況・病原体保有状況調査、周辺の蚊の駆除の指示

※1 海外で感染した患者の国内での発生症例 ※2 国内で感染した患者の発生症例
 ※3 県内で感染した患者の発生症例

1 人材育成・体制整備

人材育成

各種研修を通じ、蚊媒介感染症や媒介蚊に関する知識・技術を有する職員を養成

→積極的疫学調査研修、蚊の捕集・同定・密度調査・駆除研修、病原体検査研修

体制整備

「福井県蚊媒介感染症対策会議」を設置

【構成】

感染症専門家、医療関係者、蚊防除事業者、市町担当課長、健康福祉センター医幹、衛生環境研究センター所長、健康増進課長、医薬食品・衛生課長

【開催時期】

- ・平時の必要な場合：県指針の作成・改正、最新知見の共有等
- ・県内感染症例発生直後：蚊の密度調査範囲、駆除方法、医療提供体制等
- ・県内感染症例対応終了後：対応評価

2 蚊の発生源・防蚊対策

県・市町

広報

実施主体

住民等

蚊の発生源対策

- 1 植木鉢の皿、雨水が溜まった古タイヤ・発泡スチロール容器・遊具等の水をなくす
- 2 雨水が溜まりやすいものを撤去・収納する。

防蚊対策

- 1 皮膚の露出を避ける（長袖・長ズボン着用、素足でのサンダル着用の回避）
- 2 忌避剤を使用する
- 3 網戸や扉の開閉を極力減らす
- 4 昼間から蚊取り線香等の殺虫剤を使用する

3 媒介蚊対策

県内感染症例の推定感染地等を特定

かつ

その場所が人の集まる（多い）場所
（公共施設、公園など）

調査

【実施主体】

県（健康福祉センター）

【実施内容】

蚊の密度の調査
蚊の発生源の調査

検査

【実施主体】

県（衛生環境研究センター）

【実施内容】

捕獲した蚊の鑑別・計数・
病原体検査

駆除

【実施主体】

市町、施設管理者等

【実施内容】

健康福祉センターの指示に基づく蚊の駆除
蚊の発生源の除去

蚊の平均密度^{※5}が1未満または3回連続で検査結果が陰性となるまで

1週間おきに調査・検査・駆除を繰り返す

※4 患者が病原体血症期（発症1日前から5日後まで）に県内の同一場所で複数箇所蚊に刺咬された場所を特定し、かつ、保健所長がまん延を防止するために必要と認める場合においても、調査・検査・駆除を実施する。

※5 蚊の捕獲地点1箇所あたりの媒介蚊（雌）の捕獲数の平均